

呉市・音戸町合併協議会
呉市・倉橋町合併協議会
呉市・蒲刈町合併協議会
呉市・安浦町合併協議会
呉市・豊浜町合併協議会
呉市・豊 町合併協議会

第4回合同会議会議録

(平成15年12月25日)

呉市・音戸町合併協議会
呉市・倉橋町合併協議会
呉市・蒲刈町合併協議会
呉市・安浦町合併協議会
呉市・豊浜町合併協議会
呉市・豊 町合併協議会

呉市・音戸町合併協議会
呉市・倉橋町合併協議会
呉市・蒲刈町合併協議会
呉市・安浦町合併協議会
呉市・豊浜町合併協議会
呉市・豊 町合併協議会

第4回合同会議 会議録

と き 平成15年12月25日(木曜日)

ところ シティプラザカンコー4階 瑞雲の間

出席委員

(呉 市)	(音戸町)	(倉橋町)	(蒲刈町)
小笠原臣也	川岡孝美	中田正志	柴崎龍雄
川崎初太郎	下垣内清	里 武	村松弘康
赤松俊彦	岡本義明	宮西正司	山木 巧
中田清和	新谷勝利	上瀬雅晴	岡本智恵子
下西幸雄	幸城和俊	吉本圭介	大久保正孝
岩原 椋	原田公明	原 明	馬場昭雄
石崎元成	室澤喜洋	黒野國良	木村正雄
岩城公順	坪井秀則	宮浦宣政	兼田定夫
梅河内秀登	武田安代		高岡 忍
喜田晃江			
(安浦町)	(豊浜町)	(豊 町)	
沖田範彦	狭間襄治	長本 憲	
坂井紀明	隠地忠爾	大町武之	
森本茂樹	土佐 武	大道洋三	
渡邊隆司	伊藤圭一	本末 満	
榎木和一	西永英典	廿日出真二	
林田浩秋	大川一也	長浜要悟	
藤登哲郎	西野國定	琢明知之	
岸本美代子	坂 孝好	村尾征之	
	大奈良 靖	築山トヨコ	

説明員

芝山 公英
佐々木 寛
海田 茂
小田 明博
是方 英司
小林 一司
西野 智
北村 英樹
金子 直樹

会議に付した事件

(協議事項)

行政制度等に関する協議事項

[継続協議項目]

協議第19号 福祉制度の取扱いについて
協議第20号 介護保険事業の取扱いについて
協議第21号 国民健康保険事業の取扱いについて
協議第22号 保健・医療制度の取扱いについて

[今回提案項目]

協議第23号 環境事業の取扱いについて
協議第24号 商工業・観光の振興について
協議第25号 農林水産業の振興について
協議第26号 まちづくり建設事業の取扱いについて

午後 1時30分 開 会

芝山事務局長 それでは、定刻を過ぎましたが、ただいまから始めさせていただきます。

初めに、呉市と6町との合併協議会会長でございます小笠原臣也呉市長よりごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

小笠原会長 それでは、一言ごあいさつをさせていただきます。

いよいよ今年も残すところ1週間足らずということで、年の暮れが迫っておるわけでございますが、そういう大変お忙しい中、皆様方におかれましては、第4回合併協議会合同会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日を迎えます前に、前回、11月28日の第3回の合同会議のときに、できましたら個別の会議を始めていこうと申し上げたんですが、それぞれの町の日程の御都合

をお聞きしましたところ、議会が開かれたり、あるいは各種行事が目白押しであったりいたしまして、12月中に個別の会議を開くということは困難だということになりましたので、個別会議は年が明けて来年になってから持たせていただくということで、これも今、日程調整をさせていただきとるところでございますが、予定どおり本日合同会議を開かせていただいて、行政制度等に関する協議を進めてさせていただきたいということでございます。

前回の11月28日の協議会におきまして、福祉制度、保健・医療制度などの4項目につきまして、事務局の方から調整方針案を御提案を申し上げましたが、本日はこれらの項目につきましていろいろ御検討いただいたと思いますので協議をさせていただいて、決定をさせていただきたいというふうに思っております。そして、本日は新たに環境事業でありますとか、あるいは農林水産業の振興などの4項目について、新しく事務局案を御提案申し上げるということにいたしております。いずれの項目も大変重要な項目ばかりでございますので、慎重に御協議をいただきたいわけでございます。

ただ、年末を控えて大変皆さん方もお忙しいと思われ、議事の進行につきましては円滑に進みますように御協力を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。

芝山事務局長 ありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして進行を小笠原会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいいたします。

小笠原会長 それでは、ただいまから呉市・音戸町合併協議会、呉市・倉橋町合併協議会、呉市・蒲刈町合併協議会、呉市・安浦町合併協議会、呉市・豊浜町合併協議会、呉市・豊町合併協議会第4回合同会議を開会いたします。

本日の会議録署名者として、呉市の梅河内委員、音戸町の坪井委員、倉橋町の黒野委員、蒲刈町の木村委員、安浦町の岸本委員、豊浜町の坂委員、豊町の琢明委員を指名いたします。よろしくお願いいいたします。

本日の協議事項に入ります。

なお、本日の議事の進め方につきましては、前回事務局から提案のありました協議第19号「福祉制度の取扱いについて」から協議第22号「保健・医療制度の取扱いについて」までの4件について、1項目ずつ確認してまいりたいと思われ。

その際、まず各委員さんから御質疑、御意見をいただき、その後に各町長さんに町としての集約された意見をいただいて、各法定協議会ごとにお諮りをしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

なお、本日、倉橋町の石橋町長さんは所用により欠席されておられますので、中田助役さん、よろしくお願いいいたします。

また、委員の皆様にお願いいいたしますが、発言をされる際には、最初に市町名と氏名を言っていただくようお願いを申し上げます。

それでは、協議第19号福祉制度の取扱いについてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、協議第19号福祉制度の取扱いということで、1ペ

ージをお願いします。

これにつきましては、合併後は呉市福祉事務所を中心に県と連携を図りながら、また統合合併することになっております社会福祉協議会あるいは民間事業者、ボランティア団体、地元医師会等との連携や協議をしまして、さらに町内にあります福祉センターなど、福祉の拠点施設を有効に活用しながら、各町地域の福祉施策を引き続き展開していきたいと考えているところでございます。

それで、新市になりましても福祉の担当窓口を町地域に設置するというのも考えていきたいと思っておりますし、新市の社会福祉協議会におきましても、町地域に出張所の機能を置くということも聞いております。そこには当然職員も配置されるという形で協議を進められているところでございます。

また、社会福祉協議会におきましては、来年早々には法定協議会を設置し、個々具体的に協議をされると聞いておりますので、そういう形での福祉施策の展開を町地域で引き続き行っていきたいと考えているところでございます。

調整方針でございますが、1ページに書いてありますように、「原則として呉市の制度を適用、または統一していくものとする。ただし、町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする」ということでございます。

細かい個々の具体的な制度につきましては、別冊の調整調書に記載しているとおりでございます。

以上でございます。

小笠原会長 それでは、協議第19号福祉制度の取扱いにつきまして、御質疑なり御意見があればお願いいたします。

長本副会長 議事の進め方でございますが、我々とすれば、各町の問題はちょっとわからないところもございまして、今日この場で議決するわけですね、可能であれば。そういうことになりますと、1対1の協議という原則ですから、例えば豊町が19号議案について異議があるかどうかということをお聞きいただき、1対1のやりとりの方が意見を述べやすいですし、そのときに豊町がそれでなければ賛成しますという発言もできると思うんですね。19号議案について、豊町さん意見がありますか、町長の考えはどのようなか、賛成かどうかという進め方をしていた方が、何を質問していいのかわからない部分があるんだろうと思います。

小笠原会長 わかりました。実は、全般を通じて何か御意見とか御質疑があれば、まずお聞きして、そこでもう全然異議がないとか、あるいはこのことについてはこういう意見があるという全般的なお聞きした後、個々に町の考え方をお聞きしようということで先ほど説明したんですが、特に全体を通じて御意見等がないようでしたら、早速各町ごとの御意見を聞いてまいりたいと思います。

それでは、まずこの件につきまして、音戸町の川岡町長さんから順次お願いいたします。

川岡副会長 音戸町といたしましては、調整方針どおり、事務局案で異議はございません。

小笠原会長 はい、どうもありがとうございます。

それでは、音戸町と呉市の委員さんに確認の意味でお諮りをいたしますが、本件につきましては事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、中田助役さん、倉橋町としての御意見をいただきたいと思います。

中田委員 倉橋町の中田です。倉橋町としても調整方針には異議ございません。

ただ、1つお願いしておきたいのが、行政制度調整調書の18ページに老人集会所のことが記述されており、施設の位置づけ、管理方法等については今後調整していくということになっております。今までの幹事会での報告を受けますと、部局ごとに条件が違うようございまして、例えば倉橋町の場合には、コミュニティホームまたは生活改善センターと、各集落にいろいろな施設がございます。施設の実態は同じ集会所ですので、合併後の維持管理についても条件を同じにしていきたい。いろいろ報告の中ではコミュニティホームについては、あとの維持については補助金で対応するとか、老人集会所については、地元の自治会で対応するなど、その条件がいろいろ違っているようでございますので、今後の調整の中で同じ条件にお願いしたいと思います。

小笠原会長 はい。この件については、幹事会で呉市と倉橋町の幹事さんの間でいろいろ協議をされていることと思いますけれども、今の件について事務局の方から何か説明があればしてください。

佐々木事務局次長 倉橋町さんから言われますように、倉橋町内には各地区ごとに集会所とかコミュニティホーム、あるいは生活改善センター、老人集会所等がございます。それらの施設がどのような形で使われているのかということと、今後合併に伴いまして、各地元コミュニティ組織も自治会組織になっていくと思いますので、その町でどういう形で使っていくのかという実情をもう少し把握させていただきたい。老人集会所として使っていくことになればそのように使っていくかざるを得ないと思いますし、自治会集会所で使うということになればそのような形になると思いますので、そのあたりの実情をもう少し詳しく教えていただいて、方向性を決めていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

小笠原会長 今説明しましたように、御要望を受けとめさせていただいて、実態を踏まえて納得のいくような調整を今後さらに進めていくということにしたいと思います。

中田委員 はい、異議ございません。

小笠原会長 それでは、改めて呉市と倉橋町の委員さんにお諮りをいたしますが、本件につきましては事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、本件については事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、柴崎町長さん、蒲刈町としての御意見をいただきたいと思います。お願いいたします。

柴崎副会長 蒲刈町でございます。福祉制度の取扱いについて、特に高齢者福祉の中の寝たきり老人の見舞金及び通院送迎サービスなんです。特に通院送迎サービスについて、これまでいろいろ協議を重ねてきておりますが、引き続き協議をしていただきたいということでございます。

理由については、馬場委員の方から申し上げます。

馬場委員 蒲刈町の馬場でございます。

寝たきり老人の見舞金制度につきましては、蒲刈町の独自事業であります。家族が在宅にて看病されることは大変なことであるが、現在の核家族社会にてこのような取り組みは家族のきずなとしての政策であり、介護制度等の経費が増加している中で、医療費の抑制等にもつながっている制度でもあります。

また、通院送迎サービス制度につきましては、中山間地域には公共交通機関も呉市のように頻繁になく、タクシーも少ないなど、地域の特色、事情等を考慮していただき、この2項目の制度については存続する方向で継続協議をお願いいたします。以上です。

小笠原会長 事務局の方で何か、今の段階で補足説明することはありますか。

佐々木事務局次長 蒲刈町さんが独自にやっておられる寝たきり老人への見舞金でございますが、呉市では介護保険制度が導入されたときに取りやめたところでございます。というのは、現金給付的なものよりは、今後、介護サービスの中身の充実を図っていきたいということでございまして、廃止という形をとらせていただいたところでございます。

それと、通院送迎サービスにつきましては、近隣各町もやっておられるんですが、介護保険制度が導入されたことによって、要介護の認定の状況により、要介護あるいは要支援、自立を判定された場合によって、それぞれサービスの手当の仕方が違ってくると考えているものでございます。もちろん要介護とか要支援になりますと、原則、介護保険サービスの中で訪問介護事業あるいは生活支援事業としての移送サービスを展開していくことになろうかと思っております。そうではなくて自立と判断されれば症状によって、呉市であればバスの優待制度を使っていたとか、あるいは体の状況にもよりますが、重度身体障害者の移動支援事業を使っていたとかという形になります。

さらに、呉市社協と町社協は合併しますが、先ほど説明しましたように、町地域に出張所という形で置くことになろうと思っておりますし、そこへ職員も置くということになれば、ボランティア団体あるいは運転ボランティアの募集をしながら、町地域でそういう移送サービスを展開していくことも考えております。

ただ、移送ボランティアにしても有償となりますと、道路運送法上の問題、いわ

ゆる白タク問題もございます。これは国交省が方針を来年早々には出すという情報も入っておりますので、そのあたりの動向を踏まえながら、合併後の市社協の現地組織とボランティア団体、あるいはボランティアサークルの育成、あるいは既存の呉市のバス優待証、あるいはタクシー助成券、あるいは重度身体障害者の移動支援事業などでカバーをしていきたいと考えているものでございます。

以上でございます。

小笠原会長 事務局の方で今説明しましたけれども、そういった呉市でやっている制度でカバーが本当に実態としてできるのか、あるいはなお不足する点があるのか、これは抽象論ではなくて蒲刈町の高齢者の実態、あるいは通院の状況等を十分詰めて最終的に結論を出した方がいいと思います。今継続協議という御要望がありましたので、蒲刈町さんにつきましては、この件につきましては継続審議ということで、引き続き協議調整を行っていききたいと思っておりますので、よろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 はい。それでは次に、安浦町としての御意見をいただきたいと思えます。

沖田町長さん、よろしく申し上げます。

沖田副会長 安浦町の沖田でございます。

まず、協議事項第19号の福祉制度の取扱いでございますが、この中で呉市の制度に該当する町の制度がない場合は呉市の制度に適用していくことで、これについては全員異論がないところでございました。

そのほか、調整方針の中の2番と3番、この中でいろいろと意見が出ましたけれども、それぞれにおいて調整会議の委員会では8対1で一応承認という形になっております。しかし、その中で安浦町の社会福祉協議会が行っている事業で託老事業はぜひ残してもらいたいということになります。

社会福祉協議会は、合併と同時に呉市に全部統一されてくるわけなんです、その中で各町によってかなりいろんな違いがございますから、行っている事業の調整をぜひ十分に議論していただきたい。これらが継続事業になろうかと思えます。

それから、川尻町はこれから地区社協というのを立ち上げるそうでございますけれども、呉市の警固屋地区が既に地区社協を任意の団体で持っておられるということだそうでございまして、安浦町においてもこの警固屋地区の地区社協の事業の内容を精査をしながら参考にさせていただきたいということで、この福祉関係については、先ほど申しましたように8対1ということで一応了解と。細かいところを言い出したら切りがありませんのでなんですが、おおむね呉市の方針に従っていくということで調整の意見をいただいております。

小笠原会長 それでは、託老事業について初めに御要望があったんですが、それは事務的に調整をするということで、今日この協議事項第19号について調整方針どおり進めるということについては、御異論がないという取扱いでよろしゅうござい

ますか。

沖田副会長 はい。

小笠原会長 それでは、安浦町と呉市の委員さんにお諮りをいたしますが、本件については事務局案どおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

榎木委員 調整方針の中で3番ですが、町制度に該当する呉の制度がない場合は、「合併に伴い住民サービスの低下を招かないよう個別に協議し」ということで、「必要性や財政状況を総合的に判断する中で、廃止あるいは段階的とか経過的な措置を検討していく」ということになっているんですが、町制度に該当する呉の制度がないものについて、16ページですが、1市6町の中で安浦町が一番多くて7項目あります。問答無用で町制度は廃止するというような項目について、これは承服できない。この中では、「町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする」という前文があるにもかかわらず、ここでぱっきり町制度を廃止するという事は、やり方としては思いついてる。そういう面で一応反対ということをお示ししておきます。

以上。

小笠原会長 それでは、これは廃止するんですが、もちろん町地域の実情に配慮するということも入っておりますが、反対という御意見がございますので、それでは挙手によって採決をさせていただきます。

呉市・安浦町合併協議会の委員の皆さんにお諮りをいたします。

本件につきまして、事務局案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

小笠原会長 はい、ありがとうございました。

挙手多数。よって、本件は事務局案のとおり決定されました。

次に、豊浜町の御意見をお伺いしたいと思います。狭間町長さん、よろしく願いします。

狭間副会長 はい、狭間でございます。

協議第19号のこの福祉制度の取扱いについてでございますが、各町いろいろと御意見があるかと思えます。私の町もこの制度につきましては慎重に協議をしていただきたい、またお願いもしたいと思っております。

と申しますのが、中身が呉市さんと豊浜町でちょっと違うところもあるんです。と申しますのは、福祉制度でございますから、特に高齢化率の問題が係っております。高齢化率は呉市さんは23%程度でございますが、私の町は広島県で一番高い52.37%、次が豊町でございます。豊町さんも51%、この管内では次が蒲刈町さん、やはり44%ぐらいだったと思えます。そうしますと、いろいろ高齢者の多いところは今まで町として対処もしておりますし、お願いも今後しなければならぬと思っ

ております。

また、豊町さんと豊浜町は橋もかかっておりません。現在、安芸灘3号橋がかかりつつありますが、5年後に橋がかかるまではやはり今までの町の制度をくんでいただきたい。それで橋がかかれば、徐々に呉市さんの方向に合わせさせていただきたいと思いますが、少し二、三点、うちの隠地委員の方から説明をさせていただきますので、お願いいたします。

小笠原会長 どうぞ、よろしく。

隠地委員 ただいま町長が申しましたように、調整というものがどこまで進むか不明であります。それと、幾つかの豊浜町としての意見を言わせてもらいたいと思います。

第4回協議事項の12、13ページでございますが、そこに頭の方にデイサービスとか在宅介護、次のページに配食サービスとかありますが、13ページに戻っていただきまして、豊浜町のところに「豊浜町高齢者生活福祉センターで実施」と書いておりますが、このことにつきましては平成15年10月の調整調書にもありますように、社協以外の社会福祉法人に事業委託する方針であると、検討中であると豊浜町は書いております。しかも、それは呉市さんの意向であると我々は考えて、これまで進めてきました。それで、13ページに戻りますが、福祉センターで実施というこの業務を現在民間の福祉法人に委託いたしましたので、この点を御承知願いたいと思います。

それと、10ページの重度心身障害者移動支援事業でございますが、先ほど町長が申しましたように橋がかかるまでは豊浜町に配車してもらおうということが1点でございます。それと利用料金は現在500円程度払ってもらっておりますが、それについても経過措置をしていただきたいと、このように考えております。

次に、16、17ページの通院送迎サービスでございます。これは「呉市の既存事業で補完していくこととし、町の制度を廃止する」と書かれておりますが、橋がかからない今、約7時間、運転者を拘束しております。朝7時半に出て労災病院へ行きますと、3時か4時でないと帰られないという状況でございますので、この点を十分に認識していただきたいと、このように思っております。

それで、我々としては、これが廃止するということになるのであれば、地区社協の独自事業として車を貸し出すサービスをしたいと、そのために社協で軽のストレッチャー車を購入して、これに当てたいと考えております。

ただ、これにつきましても課題が全くないわけではございません。自動車税とか自動車の修理とか、先ほど申しましたように7時間を拘束する運転者の確保がどうなるかということが非常に不安でございます。しかしこれをなくして、我々は目の前にいる住民をどうするかということをやっているわけでございますが、これがなくなれば、我々としてはこの方法を探る以外ないと、このように考えております。

いま一つ、12、13ページの在宅介護支援センターの運営でございますが、これも先ほど申しましたように、民間に委託する方向で進んでおりますので、よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

小笠原会長 今4点質問があったんですが、事務局の方で説明できますか。

事務局の方から説明いたしますけれども、基本的には今おっしゃったように、地域の実態がありますから、それは通院ができたり介護ができたりすることはちゃんとやっていかなきゃいかなのですが、それを呉市の制度でやった場合にどういう漏れがあるかどうか、そこを十分詰めて、呉市の制度に統一した場合にどうしてもこういう点がカバーできないというところを新しく補完していくという形になるべきじゃないかなと思うんですが、事務局から今日の段階での説明をしてください。

佐々木事務局次長 先ほどの重度身体障害者の移動支援事業と通院送迎サービスに関してですが、豊浜町では在宅介護者の移送サービス費用ということで、重度心身障害者と寝たきり老人の方を対象に両方やっておられます。

先ほど私の方で説明しましたように、町社協と市社協が合併統合されますから、当然そこに福祉車両がございますので、町地域の出張所には福祉車両が配置されると思いますし、そこに職員もおりますので、ボランティア、実際にはその職員がするという事にはならないと思いますが、ボランティアの方をお願いしながら、そういうサービスができないかなということも考えていかざるを得ないかなと思っています。そういう意味では合併する市社協との事業、あるいは市が持っている重度身体障害者の移動支援事業の中で対応をしていきたいと考えています。

ただ、先ほど言いましたように、ボランティアといっても有償という形になりますと、やはり道路運送法上に抵触するという事もございますので、そのあたりをどのような形ですれば、実際におられる対象者の方のサービスが低下しない形でできるかということをもう少し詳しく実態を把握していきたいと考えているところでございます。

それと、先ほどの配食サービスとかデイサービスを、町の社会福祉協議会事務局がある高齢者生活福祉センターで行われているということを聞いております。それを町の社協が合併統合されますと、そういう事業ができるのかどうかという町の方の不安もございまして、合併までに先に体制をつくりたいということで民間法人に委託されると聞いております。

ただ、そうなりますと合併統合されます社協の事業なり拠点の中身が、豊浜町地域でどのような形で展開されるのかということは、やはり十分な協議が必要になるわけでございますので、もう少し時間をかけて協議ができればと思っていたところでございまして、現時点ではもう少し状況を把握していきたいという思いでございます。

以上でございます。

小笠原会長 項目がたくさんございますのと、それから今言いましたようにこちらの方の考え方とすり合わせが十分できていない点がありますので、この件については継続協議ということにしてはいかがですか。

狭間副会長 これは市長さん、私の方の町としましても、もう職員で幹事会へ任せておくというわけにはいかないのです。幹事会がある前は、どこの町長さんもこれとこれは絶対をお願いしてこいよということを言っております。それで、職員も間へ入って大変弱っている問題があります。それで、私はこれは個別協議で十分練

り合わせて、私たちの意見も十分聞いていただきたいと、そのように思っておりますが、いかがなものでございましょうか。

小笠原会長 そういう御意見でございますので、継続協議ということにさせていただきますたいと思います。

赤松委員 呉市の赤松でございます。まさしく個別で協議をしていくということで私もそれは賛成でございますが、協議の範囲として、先ほど隠地委員が言われた中で、施設の民間委託を御承知おきいただきたいとか承認していただきたいという発言があったんですけれども、それについても個別協議という理解でよろしゅうございますか。

隠地委員 この件につきましては、私どもは呉市の福祉保健部及び社協へ行って引き受けないという回答をもらって行動を開始しております。今さら戻れと言われたら交通事故に遭うんです。その交通事故をだれが補償するわかりませんが、我々はいくら補償してもらっても痛い目を負っているわけですから、この件につきましては呉市の意向に沿ってやったわけでございますので、何ら我々にやましいところがあるとは思っておりません。

赤松委員 やましいとかやましくないとかという話や、交通事故がどんな事故だったのかはよくわかりませんが、そもそもこの件に関して法定協で承認すべき事項なのかどうかもわかりませんので、承認にしてくださいと言われてもここではいい、そうですかというわけにはいかないのが事実だと思います。

隠地委員 承知してもらえばいいわけです。私ども途中でいろいろ手続きをしておりますが、いろいろなことがありまして、詳しいことは言わなくてもいいんですが、それをあちこちへどこまで言ったらいいかわかりませんが、とにかく我々の進む方向にいろいろと邪魔が入るわけでございます。

赤松委員 私が言いたいのは、法定協で決めるべき事項と私ども呉市が承知しておくべき事項と、それぞれ法定協以外の話で福祉施策として協議すべき事項はちゃんと分けて考えないといけないと思ってるんです。だから、おっしゃるように承知してくださいという話は、それはもうそういう発言があったというのは十分わかりますので、それは法定協で決めるべき話ではないという整理をさせていただいてよろしいですね。

隠地委員 はい、わかりました。

赤松委員 それならわかります、はい。

小笠原会長 今正確に確認をしたんですが、個別協議会で詰めていく話と別途県及び呉市で豊浜町も含めて再度協議をして、別途結論を出していく問題と、いずれにしても今後さらに協議をしていくということで整理をさせていただきたいと思っております。

それでは、続きまして豊町としての御意見を長本町長さん、お願いします。

長本副会長 豊町の長本でございます。

先ほど豊浜町さんからも御提案があったとおり、私どもも御承知のように離島のまままで合併するという状況がございます。本日配っておる第4回協議事項の16、17ページをお開きいただきたいと思うんですが、その中で腎臓機能の人工透析の交

通費の問題がございます。それにつきましては、呉市の障害者福祉タクシー事業等で対応するというふうなお話ございました。第3回協議会の中で、私方の委員の方からそういう対応ができにくい地域だということも御質問があったところがございますので、もう少し詰めていただきたいというふうに思っております。

1ページ返っていただきますと、高齢者の公共交通機関の利用助成というのがございます。その中で、呉市の制度を見ていただきますと、70歳以上の方の運賃の云々等がございます。障害者福祉タクシー事業等あるいはもとに戻っていただきまして、16ページの下に通院送迎サービスの件ですね、そのあたりも「呉市の既存事業で補完していくこととする」というふうになっておりますが、少しつまびらかにしていただきたいのは、市内バス、町内バスというのはどういう範囲を考えていらっしゃるのかというのが少し不明であるというふうに思っております。したがって、通院送迎サービスというのはどういうふうに対応すればいいのかなあというのがちょっとまだ結論が出てないように思っております。その交通費の問題があります。

それと、もう1ページ開いていただきまして、18、19ページの社会福祉法人に託老事業というのをやっていただいております。これは農繁期に家族の者が留守をするということで、ショートステイで預かるという方法もあるんですが、かなりショートステイが満杯になったときにはどうするかという問題もあるようでございますし、ショートステイでなければどうするかという問題につきましても、今のところ事務局の提案では廃止するということになっておりますので、もう少し課題としてどういう対応ができるかというのを協議していただきたいということでございますので、以上3点ほどを中心に議論していただくことをお願いして、継続協議ということでお願いをしたいと思います。

小笠原会長 おっしゃるように、今日は事務局の説明を抜きにさせていただきますが、豊浜町にしても豊町にしても船で送迎をしなければいけないところが特にほかの町と違うところなんです。それを今まで本人負担も含めて特別な制度としておやりになっておりますから、それを全部一般の福祉タクシーや市営バスの制度でカバーするというのは難しいだろうと思います。ですから、船で移送するというのはどうしても必要ですから、それにかみ合わせて既存の制度がどこまで活用できるか、そこをおっしゃったようにもう少し継続協議をして、十分詰めさせていただきたいと思っておりますので、それでは豊町さんについては、本件については協議、他に何かありますか。

大道委員 豊町の大道でございます。

先ほど町長が言いました中の1点だけもう少しお尋ね申し上げます。

調整調書の18ページ、高齢者公共交通機関利用助成の調整方針案には、「町内バスを含め、呉市の制度に統一又は呉市の制度を適用する」という調整方針案が明記されております。先ほど町長も尋ねましたように、町内バスという言葉の定義はどうなるのかということと、そして基本的にこの合併に対する呉市の姿勢をお尋ねしたいと思います。

3年間をかけてあらゆる制度を一律にしたいという、つまり同じように呉市民に

なった場合に同じサービスを受けられるというフラットを目指してるんだという御説明でございました。しかしながら、今の調整方針案を見ますと、我々の地区、豊町には呉市営バスが通っておりません。したがって、同じ呉市民になっても呉市営バスを利用しようにも、労災病院へ行こう、国立病院へ行こうにも利用できないわけです。そういった本当に呉市民の平等性を3年間かけて行うという姿勢に対して、この調整方針案はちょっとおかしいんじゃないかというふうな私は疑問を持っております。したがって、3年後には我々の地区にも呉市営バスが通りますよ、そういう形で平等性を持ちますとか、そういうものがない以上は、どうもおっしゃることと実態とは違う方向になるんじゃないかという懸念を持っていますが、この辺はいかが考えておられるのでしょうか。

小笠原会長 この公共交通機関、いわゆる市営バスの問題については、この6町について全部共通の項目として取り上げておりますが、豊浜町、豊町については交通手段がないことは確かですね。

ただ、敬老バス優待証の適用範囲について、事務局の方から現状を説明してください。

佐々木事務局次長 豊町と豊浜町には、大崎バスが町から委託を受けて走っており、優待証制度は実施していないと聞いております。

合併後につきましては、ここに調整方針を書いてありますのは、原則、呉市内の呉市営バスが走っている路線につきまして優待をきかすということと、もう一つは町内を大崎バスが走っておりますから、そのバスにつきましてはやはり同じような形で優待証をきかせていこうということでございます。今議長さんが言われております本土と連絡するバス、市営バスが走ってないところに対してどうかということがございますけども、それについては、現時点では優待をきかすということは考えていないところでございます。

ただ、呉市におきましても市域内にいろいろなバス、例えばJRバスとか広電バスが走っておりますが、これについてはやはり優待をきかせておりません。また、安芸灘諸島地域におきましては、そのほか瀬戸内産交とか安芸灘高速のバスが走っておりますが、これにつきましては現在優待をきかせてはおりません。

ただ、今後広域合併が済みまして全体のバス路線を考える中で、呉地域の生活バス確保計画という大きな計画づくりをする中で、この辺の路線の再編とか、あるいは優待証の利用をどういうようにしていくかということを考えていく必要があるというふうには十分認識しているところでございます。調整の中身は、現在そういうふうにして提案させていただいているものでございます。

小笠原会長 現状の説明に終わりますので、それを踏まえて、今後継続協議する中で、さらに詰めさせていただきます。

大道委員 そういうことで期待しております。

それと、最後に1つお尋ねいたします。先ほどから調整協議という言葉がよく出ますが、その調整協議の中身、方法、実態はどのような方法でされるのか、ちょっとイメージがわからないんです。例えば各町との今の協議事項が出ました、それをこの法定協の委員とやるのか、それともトップ同士でやるのか、そういういろんな形

が考えられますが、先ほど豊浜町の町長さんもおっしゃいましたように、各幹事会ではもう手に負えないという実態がございます。あとはトップ同士というような形で詰めてくれないと我々の段階ではもう手に負えないということをよく聞きます。どの町でもそうだと思います。したがって、協議をどのような方法でこれからされようとしているのか、具体的なイメージというんですか、方法がちょっと見えないので、その辺はどのようにとらえたらよろしいですか。

小笠原会長 基本的には幹事会で論議を尽くしてもらおうというのが基本だろうと思いますね。どういいますか、抽象的に言いますとなかなか理解がしにくいんですが、もう少し実態を踏まえないと本当にどうしないといけないのかという結論が出ない場合もありますので、実態を踏まえて細かい詰めをするとすると、それぞれの、例えば福祉の問題であれば呉市の福祉保健部と、それからそれぞれの町の福祉担当課で実態はこうだと、制度はこうだと、だからこれでカバーできるじゃないかと、いやこれでこういう問題があってカバーできないという詰めはずっとやっていかなきゃいけないと思うんですね。それは幹事会、あるいは幹事同士の協議が基本だろうと思います。そこでどうしても調整がつかないということになりますと、これはさらにお互いに、例えば助役で話をしたり、町長で話をしたりいろんな形が考えられると思います。いろんな形で詰めていったらいいんじゃないかだと思いますね。この方法でなきゃいかんということはないと思うんですね。合意が得られる、実態を踏まえて合意が得られるいい方法を選んで、また町ごとにもやり方も違ってもいいと思うんですね。

大道委員 はい、よろしく申し上げます。本当に今まで別の地区で生きてきました。それが一つになろうという場合には、やはりそう簡単には住民の不安は消えないと思いますので、各町が持っている悩みというのを十分に御理解いただき、一遍に呉市に統一するという方向じゃないとは聞いていますけども、その辺の配慮をよろしくお願い申し上げます。

小笠原会長 はい。継続協議にさせていただきますので、今日のところはそういうことで御了承をお願いします。

本末委員 先ほど市長さんが言われたように、いろんな段階で協議して、そして決めればいいと。確かにそうだと思うんですね。福祉課長が呉市の担当者と話した段階では、もう福祉の協議はこれで終わったと、だから煮詰まらないところは協議会の方でやってほしいというような発言をされているから、我々はそういう幹事会での協議はないんだということを聞きましたものですから、その辺は先ほどと同じ説明になるかと思いますが、もっといろいろな協議でできるような方法論を再度考えていただきたいなと思います。

小笠原会長 はい。今日出ました意見を踏まえて継続して協議をしっかりとやりなさいと、私どもの方は市の担当部局にそれぞれ指示しておきます。

沖田副会長 ちょっと市長さん。

小笠原会長 はい。

沖田副会長 指示しますでは話が結論にならないんです。市長さんが職員の人に指示を出したんでは結論が出ないんです。投げてもらったら困りますよ。いやいや、

指示をしときますと言ったら、言ったようにやりなさいという指示を出すんですか。

小笠原会長 いいえ、そうではなくて、今御説明したようにもう幹事会の協議はこれで終わったというように幹事が言っているから、そうじゃなくて今日話が出たようなことを引き続き協議を継続してもらいたいとおっしゃるから、継続するように指示をしますと言ったんで、中身について言っているわけではありません。

沖田副会長 ちょっと総括的な話をしてよろしいですか。

小笠原会長 はい、どうぞ。

沖田副会長 どの項目についても幹事会では、極端な話、呉市ももうこれ以上できないとかという話で返ってくるわけですよ。それで、これ以上の話はトップ同士で話をしてくださいということですから、我々だけで、いわゆる首長あるいは執行部あたりだけで協議する詰めを最後にやらせてください。そうしないと、幹事会でやっても結論は出ません、幾ら時間をかけても出ませんから、そういうことの協議をぜひお願いしておきたいと思います。

それと、今回町の調整会議で、また議会でも合併問題調査特別委員会で出た意見の中に、今までは幹事会だけで話をしておりますが、ぜひ我々だけの、執行部だけで、委員だけの会合を一度全体的に持たせてもらったらいいなという意見も出ていたんです。ですから、幹事会から手が離れつつありますから、あと若干の調整するものもありますが、最後の調整の意味で我々執行部でもろもろのそれぞれの違いのところを詰めるようにさせてもらいたいんです。それで一つ一つ消して行って、最終的にはこれはいよいよここまで来たけれどというような協議をさせていただかないと、話がなかなか進まないと思いますよ、それでどうでしょうか。

小笠原会長 そういう調整も最終的にはしないといけないと思いますね。わかりました。

それでは、ちょっと1時間経過をいたしました。協議第19号については、一応各町の御意見を伺って確認をし、あるいは継続協議ということで整理をさせていただきましたが、次の項目に移ります前に、休憩してよろしいでしょうか、休憩したいと思います。それでまた、引き続いて時間がかりますので、御協議をお願い申し上げます。5分ぐらいでよろしく申し上げます。

午後 2時35分 休憩

午後 2時40分 再開

小笠原会長 福祉の問題は、特に非常に関心が深いし、地域の実情によって差異がありましたので時間を費やしてしまったんですが、もう一遍会議を始めるに先立って申し上げておきたいのは、一応これから今日も環境とか経済振興とかという項目について提案をさせていただきます。まだ残っているわけです。こういう問題が教育の問題とか、それから公共料金なんかが残っていますので、それを来年の1月、2月に開く予定にしております合同会議で全部、これで全部提案をさせていただいて、今日出ましたような個々の問題は1月の下旬に個別会議を持ちますから、そこでそれまでに幹事会で詰められるものは詰めるし、トップ同士で話し合っけりか

つけられるものをつけたりして、個別会議の時点でまだ残っている問題があればどんどんまた出していただいて協議をしていくと、そういうことでございますので、今後の進め方について御理解いただいた上で、次の協議事項に移らせていただきたいと思います。

協議第20号介護保険事業の取扱いについてを議題といたします。

保険料については、公共料金ということで次回に改めて一括して提案させていただきます。

事務局から説明を願います。

佐々木事務局次長 協議事項の20ページをお願いします。

協議第20号介護保険事業の取扱いについてでございます。

これにつきましては、平成15年4月から第2期の介護保険事業計画がスタートしまして、国の介護報酬単価の見直しとか、利用サービスなどの需要度とともに、今後の介護サービスのあり方を含めまして、保険料の見直しが行われたところでございます。合併に伴いまして介護保険事業計画の見直しが再度必要となりますが、新呉市として同一の介護保険事業会計の中で運営していく必要がございますし、それとともに引き続き町地域の在宅サービス、あるいは施設サービスの充実展開を図っていく必要があると認識しているところでございます。

それで、調整方針でございますが、「呉市の制度に統一するものとする」ということでございます。

個々具体的な制度の内容につきましては、別冊の調整調書に記載しているとおりでございます。

以上でございます。

小笠原会長 それでは、早速各町の町としての御意見をいただきたいと思っております。音戸町の川岡町長さんから順次お願いします。

川岡副会長 音戸町といたしましては、調整方針どおり、全く異議はございません。

小笠原会長 それでは、音戸町と呉市の委員さんにお諮りをいたしますが、本件については事務局案どおり決定するということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないということでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、倉橋町としての御意見、中田助役さんをお願いいたします。

中田委員 倉橋町の中田でございます。

介護保険事業の取扱いについては、倉橋町としては調整方針に異議ございません。

小笠原会長 それでは、倉橋町と呉市の委員さんにお諮りをいたしますが、本件については事務局案のとおり決定するということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、柴崎町長さん、蒲刈町としての御意見をいただきたいと思います。

柴崎副会長 協議第20号の介護保険事業の取扱いについては、特別意見はございません。

小笠原会長 それでは、蒲刈町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するという事によろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、沖田町長さん、安浦町としての御意見をお願いします。

沖田副会長 協議第20号の介護保険事業の取扱いについては、安浦町では8対1ということでこの賛成をいただいております、一応調整方針どおりということになっております。

その中で、1点意見として出ておりますので、これをまたちょっと検討していただきたいんですが、介護保険被保険者証について、安浦町では更新時期の通知を介護保険サービスを受けている人については担当ケアマネジャーに通知してもらい、利用してない人には勧奨通知を個別行っております。呉市ではこれらの通知をしていないと思われるので、介護保険法ではあくまでも申請主義ということではございますが、この通知サービスについては、ぜひ呉市全体でもやっていただければということの意見がありましたので、申し述べさせていただきます。

小笠原会長 趣旨は、親切にさらに通知をしようということですね。事務的な問題ですので、これは事務的に検討することにして、これについて異議なしということで諮らせていただいておりますか。

それでは、この件につきまして安浦町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

事務局案のとおり決定するという事によろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、豊浜町としての御意見、狭間町長さんをお願いします。

狭間副会長 豊浜町といたしましては、異議はございません。

小笠原会長 それでは、お諮りをいたします。豊浜町と呉市の委員さんにお諮りいたしますが、本件につきましては事務局案のとおり決定するという事によろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、豊町としての御意見、長本町長さんお願いします。

長本副会長 豊町も御異議ございません。よろしくお願いします。

小笠原会長 それでは、豊町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件については、事務局案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、協議第21号国民健康保険事業の取扱いについてでございます。

これも保険料を除いた制度全般ということで、事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 協議事項20ページをお願いします。

協議第21号国民健康保険事業の取扱いについてでございます。

呉市の保険料と各町の保険税との違いや賦課の積算に資産割が町にあります、呉市にはないということがございます。基本的には給付や保健事業の内容には余り違いがございません。

また、合併に伴いまして、新呉市として同一の国民健康保険事業会計の中で運営していくことが必要でございますし、引き続き保険者の健康教室とか健康づくりなど、各種保健事業の充実展開を図っていきたいと考えているところでございます。

調整方針としましては、ここに書いてありますように「呉市の制度に統一するものとする」ということでございます。

細かい個々の具体的な制度の内容につきましては、別冊の調整調書に書いておるとおりでございます。

以上でございます。

小笠原会長 本件についても、各町の町としての御意見をいただいてまいりたいと思います。

それでは、まず音戸町の御意見を川岡町長さん、お願いします。

川岡副会長 音戸町でございますが、調整方針どおり、全く異議はございません。

小笠原会長 それでは、音戸町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件については、事務局案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、中田助役さん、倉橋町としての御意見をいただきたいと思います。

中田委員 倉橋町としても調整方針に異議はございません。

小笠原会長 それでは、倉橋町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、柴崎町長さん、蒲刈町としての御意見をいただきたいと思います。

柴崎副会長 国民健康保険事業については、特に意見はありません。

小笠原会長 それでは、蒲刈町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、沖田町長さん、安浦町としての御意見をいただきたいと思います。

沖田副会長 国民健康保険税の取扱いについて、安浦町の調整会議では、2人の反対者がおりましたけれども、7対2ということで、これに異議がないということになっておりますので、よろしく申し上げます。

小笠原会長 それでは、安浦町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、狭間町長さん、豊浜町としての御意見を申し上げます。

狭間副会長 豊浜町も異議はございません。よろしくお願ひいたします。

小笠原会長 それでは、豊浜町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、長本町長さん、豊町としての御意見をいただきたいと思います。

長本副会長 豊町も調整方針どおり御異議ございません。よろしくをお願いします。

小笠原会長 それでは、豊町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、協議第22号保健・医療制度の取扱いについてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、21ページをお願いします。

協議第22号保健・医療制度の取扱いについてでございます。

これにつきましては、呉市の保健所を中心に県の呉地域保健所と連携を図りながら、また町にあります医療機関とか医師会との連携、あるいは各町にあります保健センターなど、保健の拠点施設、これにつきましては保健師の常駐も想定をしているわけですが、これらの施設を有効に活用しながら町地域の保健活動を引き続き展開していきたいと考えております。

医療圏につきましても呉市と同じ保健・医療圏でございますので、特に問題はありませんが、呉市安芸地区、竹原地区、豊田郡とそれぞれ医師会等に違いがございますので、引き続きこれらの連携を図る中、あるいは協力をいただきながら事業の展開をしていきたいと考えているものでございます。

それで、調整方針でございますが、「原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては合併まで調整し、制度の統一を図っていくものとする」ということでございます。

個々具体的な制度の調整案につきましては、別紙調整調書に記載しているとおりでございます。

以上でございます。

小笠原会長 それでは、早速各町としての御意見をいただきたいと思います。

まず、音戸町の川岡町長さんからお願いします。

川岡副会長 協議第22号の件でございますが、音戸町といたしましては調整方針については事務局案で異議はございませんが、ただ総合ケアセンター「さざなみ」の取扱いにつきましては、音戸町独自の保健・医療・福祉の拠点施設でございますので、個別協議の場でその取扱いについて協議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

小笠原会長 今個別協議での項目はおっしゃいましたが、お諮りをいたします。音戸町と呉市の委員さんにお諮りをいたしますが、本件については事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、倉橋町としての御意見を中田助役さん、お願いします。

中田委員 倉橋町としては保健・医療制度の取扱いにつきましては、調整方針どおりで異議はございません。

小笠原会長 それでは、倉橋町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、蒲刈町としての御意見を柴崎町長さん、お願いします。

柴崎副会長 保健・医療制度の取扱いについては、特に意見はありません。

小笠原会長 それでは、お諮りをいたします。蒲刈町と呉市の委員さんにお諮りをしますが、本件につきましては事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、沖田町長さん、安浦町としての御意見をお願いします。

沖田副会長 安浦町です。保健・医療制度の取扱いについては、安浦町の調整会議で諮りました結果、8対1で調整方針どおり賛成という、多数でございましたので、よろしく願いいたします。

小笠原会長 それでは、安浦町と呉市の委員さんにお諮りをいたします。

本件につきましては、事務局案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させて

いただきます。

続きまして、狹間町長さん、豊浜町としての御意見をお願いします。

狹間副会長 豊浜町といたしましても事務局案に異議ございません。

小笠原会長 それでは、改めて豊浜町と呉市の委員さんにお諮りをしますが、本件につきましては事務局案のとおり決定するということによろしくございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、長本町長さん、豊町としての御意見をいただきたいと思えます。

長本副会長 豊町としても調整方針どおり御異議ございません。

小笠原会長 それでは、豊町と呉市の委員さんにお諮りいたします。

本件については、事務局案のとおり決定するということによろしくございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がないようでございますので、事務局案のとおり決定させていただきます。

続きまして、本日の提案項目、4項目に入らせていただきます。

協議第23号環境事業の取扱いについてから協議第26号まちづくり建設事業の取扱いについてまででございます。一括して議題といたしますが、本日はあくまでも事務局案の提案のみということにさせていただいて、次回第5回協議会で協議をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局から提案説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、協議事項の30ページをお願いします。

協議第23号環境事業の取扱いから協議第26号まちづくり建設事業の取扱いまで、その調整方針を事務局案として提案させていただきます。

具体的な協議確認は次回に行う予定でございます。

なお、具体的な協議・調整に当たりましては、前回説明しましたように人口規模とか行政的な権限、新市の財政状況等を考慮しまして、3点の留意事項に基づきまして調整を行ったところでございます。

ただし、調整に当たりましては、町地域の実情にも十分配慮して行ったところでございます。

協議第23号環境事業の取扱いについてでございますが、合併に伴いまして、呉市が有しますいろんな権限に基づきまして、引き続き環境保健行政に取り組んでいくとともに、各町が行っておられますごみ処理、し尿処理につきましても、引き続き施設を使用し、処理業務を現行のとおり行っていきたいと考えているものでございます。

各町の状況につきましては、それぞれ近隣町と一部事務組合等を組まれまして、ごみ処理あるいはし尿処理を行っておられます。合併と同時に組合は解散していただくこととなりますが、業務は引き続き行っていくこととなります。

調整方針としましては、「原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、各町地域において実施しているごみ・し尿の収集・処理事業、体制については、当分の間、現行のとおりとする」ということとさせていただきます。

それで、調整の留意事項に基づきまして、区分しましたら下の表のような項目数になっているものとさせていただきます。

1ページめくっていただきまして、町に制度がなく、呉市に制度がある場合につきましては、引き続き制度を町地域に提供していくということになるかと考えております。

それと、1ページめくっていただきまして33ページでございますが、同じような制度があるものにつきましては、原則、呉市の制度に統一していきたいと考えているものとさせていただきます。

ただ、33ページのごみ処理事業、それと35ページのし尿処理につきましては、先ほども言いましたようにそれぞれ収集方法とか手数料等に違いがございます。これにつきましては、合併と同時にすぐ調整、統一することはできませんので、現行のとおり、引き続き町地域でやっていきたいと考えているものとさせていただきます。

それとともに、各町には、焼却工場とかごみの埋立場、あるいはし尿の処理施設がございますので、引き続きその施設を使っていきたいと考えております。

ただ、35ページの合併処理浄化槽設置事業の補助金につきましては、各町同じように、国県補助事業でやっているわけですが、安浦町さんでは、国基準に上乘せして手厚い助成制度をやっておられますので、これにつきましては基本的には、今後の下水道事業の中でいろいろ手法を考えていくということも必要ではございますが、統一を図らせさせていただきたいと考えているものとさせていただきます。

それと1ページめくっていただいて、37ページでございます。環境美化事業等につきまして料金等の差がございますが、このあたりも調整を図らせていただきたいと考えております。

次に、斎場に関しまして、各町に火葬場がございます。老朽化が進んで合併までに建て替えたい、また、今後建設計画の中で斎場の建て替えをしたいというところがございますが、現在ある施設につきましては、引き続き使っていくことになろうかと思っております。

その中で音戸町、倉橋町さんは、江能4町と共同事業ということで大柿町に江能広域葬斎センターをつくられて共同で運営されているという中身がございます。合併に伴いましてはそれぞれ施設を引き継ぎますが、使用料にそれぞれ違いがございます。

ただ、呉市の方もいろいろ検討をしましてやっと新しい火葬場を建設するというところで、平成18年3月の開設に向けて今建設を始めたところとさせていただきます。そうしますと、平成17年早々には新しい料金を設定することになり、その時点で再度料金の調整を行うということが必要になってきますので、合併時には各町それぞれ料金

の違いがございますが、現行のとおりお願いしたいと考えております。呉市の新料金を設定するときに再度調整をしていきたいと考えているところでございます。

次に、39ページをお願いします。

39ページには、町に単独で制度を持っておられる中身でございます。これにつきましては、そこに書いてありますように原則、町制度を廃止していただきたいというものでございます。

その中身につきましては、住みやすいまちづくり活動ということで、EM発酵液の普及をされておりました、それぞれ公衛協、女性団体連合会、町というような形で、それらの団体等が行う事業に対して助成をされているものでございます。

このEMにつきましては、沖縄の琉球大学の教授が開始されたものでございまして、悪化した自然環境の再生に役立つと言われていたものでございます。ただ、この取り組みにつきましては、全国的にも多くの団体がやられておりますが、広島県、岡山県、三重県等のいろいろな公的機関が実証実験を行った結果では、直に有効とは立証されていないという結果も出ております。このことも踏まえまして、市行政としては助成までして事業の推進はできないという判断をしているところでございます。今後さらに多くの取り組みがなされると思いますし、いろんな実証実験もされると思いますので、その動向につきましては、引き続き見守っていきたいと考えているものでございます。原則、助成制度については廃止をお願いしたいというものでございます。

次に、41ページ、協議第24号商工業・観光の振興でございます。

これにつきましては、合併に伴いまして呉市の独自制度としていろいろな支援制度を活用していただくとともに、中小企業や商店街の振興、新産業の育成を図っていききたいと考えております。さらに、瀬戸内海の自然と歴史・文化を生かした観光振興を地元団体との連携や協力をいただきながら、引き続き行っていききたいと考えているものでございます。

それで、調整方針としましては、「原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業、制度等については、町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう協議・調整を行うものとする」ということでございます。

それぞれ調整調書の中身で、調整方針に基づいた項目数につきましては、表に掲げているとおりでございます。

1ページめくっていただきまして、町に制度がなく、呉市だけにある制度でございます。中小企業の対策とか企業立地あるいは勤労者の共済事業など、いろいろな事業がございますが、これは呉市が持っておりますので、そのまま町に適用していくという形になります。

それと、44ページには、県制度とは別個に中小企業の融資制度を呉市が独自に持っておりますので、このあたりも活用していただきながら、中小企業や商店街の振興を図っていただければと考えているものでございます。

次の46ページをお願いします。

市・町、両方に同じような制度があるものにつきましては、そこに「原則、呉市の制度に統一するものとする」書いてありますが、やはり町地域のいろいろな実情

がございますので、このあたりも十分配慮していかなければならないと考えております。

商店街の振興ということで各町に商工会がございます。そこにはそれぞれ町から運営費を出されたり、事業費を出されて町地域の振興、地域振興を図るためのいろんな取り組みをされております。これらにつきましても、引き続き合併に伴って統合するという考えはございません。ただ、県の連合会の方では合併のスキームが決まってから、今後の取り組みとして統合を考えていくという中身はございますが、合併時には現行のとおりということになるかと思えます。

ただし、補助金や助成事業につきましても、中身をもう少しいろいろ精査させていただきながら活動が後退しないような形で調整をさせていただきということでございます。

それと、観光振興につきましても、観光振興団体として各町に観光協会等がございますので、このあたりも引き続き連携を図りながら、町地域の観光振興を図っていきたいと考えております。

ただ、運営費、事業費等につきましても、中身を精査させていただきながら経過措置をとる中で調整していきたいと考えております。

観光振興事業につきましても、各町それぞれいろいろなフェスティバルや祭りをやっておられますので、このあたりも引き続き町地域の事業ができる方向で考えていきたいと思っております。

ただ、行財政改革を進めており、呉市事業、町事業も見直しが必要になってくるものと認識しておりますので、その点も留意をお願いしたいと思います。

次に48ページ、協議第25号農林水産業の振興でございます。

これにつきましては、合併後は農林水産業の振興に係る基盤整備とか各種振興事業につきましては、国・県の補助を受けながら、または呉市の制度を利用しながら、引き続き行っていき、それぞれ整備された施設につきましては、呉市が引き継ぎまして、維持管理・整備に努めていきたいと考えているものでございます。

そこで、調整方針としましては、「原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、町地域の農林水産業の推進が図られるよう協議・調整を行うものとする」ということでございます。

調整調書の中にあります項目数を拾いますと、下の表のとおりでございます。

1ページめくっていただきまして、町に制度がないものとして、それぞれ農業振興、林業振興、水産業振興の中にあります。ないところにつきましては、市の制度を適用していただくということになるかと考えております。

1ページめくっていただきまして51ページでございます。

同じような制度があるものの中身でございます。これにつきましても、「原則、呉市の制度に統一するものとする」と書いてありますが、町地域の実情に十分配慮していく必要があると考えております。

農業振興につきましても、上の方に農地流動化の推進ということがございます。これにつきましては、同じような制度はやっておりますが、特に豊町さんではみかん畑を守るといふことと担い手を確保するということ、独自の事業をやっておら

れます。このあたりは引き続き事業を行っていくということになるかと考えているものでございます。

そのほか、特産事業につきましてもそれぞれ地元の振興団体と協力しながら製品の開発を行っておられますので、これらにつきましても引き続き事業の推進を図っていくということでございます。統一といっても特色を出しながら、引き続きやっていくということになるかと考えております。

次に、有害鳥獣駆除につきましては、これは林業の振興というよりは、農業振興に当たるかもわかりませんが、各町それぞれ防護対策や、駆除対策をやっておられます。中身はそれぞれ金額も違いますが、基本的には市の制度に合わせていただきたいということでございます。

それぞれイノシシ対策ということで倉橋町さん、豊町さんは、特にイノシシの駆除に努力されているということは聞いております。いずれにしましても、駆除につきましては猟友会等と協議をしながら、また支援を受けながら行う必要がございますので、このあたり各地域の特色、実情を踏まえながら協議をしていきたいと考えているものでございます。

53ページをお願いします。

水産振興でございますが、これは振興事業としてそれぞれ町地域で築いそ、魚介類の放流、漁礁の設置、海底清掃などを行い、それとともに、漁業の施設の整備を図っておられます。それぞれ実施方法とか助成額に違いがありますので、このあたりも統一をしていきたいと考えているものでございます。

いずれにしましても、これらの事業の実施に当たりましては、各町にあります地元漁業協同組合と連携、あるいは協力を得ながら取り組む必要がございますので、その点、合併まで調整していく必要があると認識しているものでございます。

次の55ページをお願いします。

これは呉市に制度がなくて、町に制度がある場合の取扱いについてでございます。これにつきましては、ないからやめるということではなくて、町事業は引き続き実施していくという中身になっております。

農業振興につきましては、個人農家への事業補助ということで、豊浜町さんと豊町さんにそれぞれ生産総合対策事業という、ブランドとなっています大長みかんを守るということと、新しいみかんの生産向上を図るということでいろんな支援事業を行っておられます。もちろん、これは国県補助事業でやっておられるものでございまして、これにつきましても合併しても引き続きその事業をやっていくというものでございます。

次に、水産振興につきまして、栽培漁業の推進ということがございます。これは豊浜町さんが行っているものでございまして、他の町では稚魚の放流事業をやっておられますが、これにつきましてはマダイの中間育成放流ということで、もっと大きく育てて放流するというものでございます。この取り組みを大浜地区の沖合いで県が海洋牧場施設をつくり、その中で中間育成をやっておりますので、この事業につきましても、引き続き町地域でやっていくということでございます。この2事業につきましては、合併後も引き続き町地域で実施していくという中身でございます。

次に、57ページをお願いします。

協議第26号まちづくり建設事業の取扱いについてでございます。

これにつきましては、合併に伴って各町においては国立公園野呂山とか瀬戸内海の豊かな自然をはじめ、地域の歴史とか文化を生かしながら魅力あるまちづくりを行っておられます。このようなまちづくりを引き継ぐとともに、それぞれ町で道路、公園、住宅、港湾というようないろいろな基盤整備も行っておられますので、これも呉市が引き継ぎまして、維持管理・整備に努めていきたいと考えているものでございます。

いずれにしましても、この呉地域、倉橋島地域、安芸灘諸島地域、東部沿岸地域のさまざまな資源を有効に活用しながら、さらに基幹道路等の各種都市基盤整備も促進しまして、新市として住みやすく、住んでみたい魅力あるまちづくりを行っていききたいと考えているものでございます。

調整方針としましては、「原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、町地域のまちづくり事業の推進が図られるよう協議・調整を行うものとする」ということでございます。それと、町道、公園、住宅、港湾等は現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努めるということでございます。

調整調書の中身につきましては、下の表のと通りの項目数がございます。

1ページめくっていただきまして、町に制度がない場合の、呉市だけの制度の中身でございます。市民協働で新たな魅力あるまちづくりを行おうということで、まちづくり活動の支援・助成をやっている項目もございます。

それと、市の独自制度として、住宅建設資金等の貸付制度がございまして、このあたりは町にはございませんので、活用していただければと思っているものでございます。

次に、60ページをお願いします。

市と町に同じような制度がある場合でございますが、これにつきましても原則、呉市の制度に統一していききたいと考えております。

ただ、町地域の実情に配慮していく必要がございますので、同じような形で整理をさせていただきたいと思っております。

土地区画整理とか地籍調査、住居表示などは各町もやっておられますので、この事業については引き続き行っていくということになるかと思っております。

それと、入札制度については、土木・建築の入札契約ということがございます。それぞれ指名選定、指名競争入札等を行っておられますが、原則、新呉市として統一していく必要がございますので、このあたりは一本化していききたいと考えております。そうは言いましても、地元業者の育成ということもございまして、そのあたりも留意していく必要もあろうかと考えております。

そのほか、港湾あるいは漁港の施設がそれぞれ県管理、あるいは町管理としてございますので、このあたりも呉市の方に引き継ぎまして、維持管理・整備に努めていききたいと考えているものでございます。

62ページをお願いします。

同じように公営住宅がそれぞれ市・町にありますので、これにつきましても呉市に引き継ぎ、維持管理・整備に努めるということでございます。

ただ、住宅の家賃でございますが、これにつきましては3年間、現行のとおりとさせていただきますまして、3年後に再度地域の状況を見ながら調整・統一を図っていきたくて考えているものでございます。

なお、駐車場については呉市も有料化しておりますので、それぞれ公営住宅の場所によっては単価が異なりますが、駐車場も有料化をお願いしたいと考えているものでございます。

そのほか、公園等につきましても現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努めていくというものでございます。

最後になります64ページ、町にある制度と、町のみにある制度ということで、海運組合の、これは全国組織でございますが、海運組合の補助金というのを各町は出されております。これにつきましては3年ほどの経過措置をとりまして、その後は廃止をしていきたくて提案させていただいているものでございます。

以上、行政制度に関しまして、協議第23号環境事業の取扱いから協議第26号まちづくり建設事業の取扱いまで、合併に伴っての制度の取扱い、調整方針を提案させていただきました。

詳しくは別冊の調整調書にまとめさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

具体的な協議確認につきましては、次回の協議会でお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

なお、御不明な点がありましたら御質問いただければと思っております。

以上で報告・提案を終わります。ありがとうございました。

小笠原会長 はい。ただいま御説明いたしましたことに、本日は協議ということではなくて、御質疑がありましたらお願いをしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 特にないようでございますので、それでは本件につきましては、次回の第5回協議会において協議をさせていただくということにいたします。それまで幹事会等いろいろな段階で詰めをしていただきたいと思いますと思っております。

以上で協議事項を終わります。

そのほか何か御意見、どうぞ。

森本委員 安浦町の森本でございます。

先ほどうちの町長が少し触れましたけれども、今回の法定協議会でこのことについて発言すると伝えておりますので、少し今後の会議のあり方について提案してみたいと思っております。

先般の会議で倉橋町の石橋町長並びに豊町の長本町長の方から要望がありまして、呉市と各町の個別協議をお願いをしたいという提案がありました。

この件に関して私も大賛成なんでありますけれども、例えば呉市を除いた6町だ

けが本当にこの問題だけは6町で協議して、それから呉市と協議を進めていくという方法とか、呉市も交えまして1市6町でこの問題に要点を絞って会議をするというようなことをしないと、なかなか問題解決にならないかと思うんですよ。

例えば、今回提案されました商工会の問題にいたしましても、また農林水産業のイノシシの問題にいたしましても、イノシシの問題は倉橋町さんとか蒲刈町さんとか安浦町でも農家にとっては死活問題なわけなんですよね。それをただ単に呉市の方針に合わせてくれとかというその方法では、農家が衰退していくばかりなんですよね。そういうことや社会福祉協議会の問題にいたしましても、田舎は社協に対する依存度が高いわけでごさいます、先ほど申しましたように、町や呉市になったとしても、呉市が寂れていったのでは何もならないわけでごさいます、もう少し深く入り込んだ協議をお願いしたいと思います。

仮に安浦町がいいですよと言いましても、豊町や蒲刈町がだめだという問題もありましょうし、まこと音戸町が言われることが全くじゃとって音戸町だけ認めてもらい、あとの5町がこれでええんじやろうかというようなことも今から出てくると思うんですよね。もう少し1市6町、6町だけでもよろしいんですが、呉市をないがしろにするというわけじゃないんですよ、先ほど言いました社協の問題とか商工会の問題、それからイノシシの問題にいたしましても、もう少し知恵を絞って協議をしていただきたいと思っております。

先ほど豊町さんや豊浜町さんが障害者の送迎の問題もしきりに言われておりましたけれども、私らが判断すれば橋のないところでは、これは別の考え方で判断をしてあげないと、やはり町民の方が困るというようなこともございますので、そういうふうなもう少し入り込んだ協議を、ある程度何点か絞った問題に対して協議をしていくというような方法をとっていただきたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

小笠原会長 どういいですか、だんだん問題が絞られてくると思いますので、先ほども言いましたように、とにかく何百項目とある行政制度について整理をしながら、一応全部御提案をして確認をして進めておるわけです。おっしゃったように商工会の問題とかイノシシの問題とか福祉の社協の問題であるとか、だんだんとそういうものが残ってまいりましたら、この6町が集まって協議をしている場で比較表も出しながら、その問題に特に時間を割いて協議をするということはいいいんじゃないかというふうに思います。

森本委員 ぜひそういう場を設けていただいて、各市町がある程度納得できるような方向でいていただきたいと思います。

小笠原会長 呉市も一緒に入りましてね。

森本委員 はい、提案をしておきます。

小笠原会長 はい、わかりました。

それでは、ほかにありませんか。

はい、どうぞ。

沖田副会長 安浦町ですが、先ほどバスの件で話がありましたけど、私もこのバスの取扱い、呉市は呉市営バスを公営で持っておられて、70歳以上が無料ですよ。

そのような制度をとっておられますけれども、ここの調整をこれは本当にひざを交えてぜひやっていただきたいと思いますね。

それと、呉市はよく幹事会の中でばらまき福祉はしないということを言われているらしいんですが、このバスも私個人的な考えではぜひ有料にして、幾らかの負担をしていただくようにぜひやっていただきたいんですよ。これは、非常に大きな問題で、うちも過疎バスを走らせておりますから、最初の料金をただにするのか、百円分をただにするのかとか年齢75歳以上をただにする、そういったことも絡まってくるから、これはぜひ早急にいろいろと協議をさせてみてください。我々のところでもその意見が随分出ておりましたので、よろしく願います。

小笠原会長 はい。今日出た御意見として十分検討させていただいて、また協議をする必要があれば議題として載せさせていただきたいと思います。

土佐委員 失礼します。豊浜町の土佐でございます。

小笠原市長さんの言葉の中に、大体個別協議だと言って大体幹事会で煮詰めるもんだと言われたので、発言しようと思ったら安浦町さんが言われたのでなんですが、特に豊浜町は高齢化率が高いということと、橋がないのでその間の空白の時間があるということで、特に離島である私たちの島では福祉は福祉保健部さんと幹事会で課長、部長いろんなもんでやればよいというようなこともちらっと言われた。到底もうだめだというんですね、うちの役場には。時には役場へ電話がかかったり、県の決めたことまでも壊すようなことを呉の方から言うんですね。思いやりのある、中田議長様ではございませんが、合併して本当に幸せになるような、そういう大きな腹の太くやってもらわんと、その分が小笠原市長さんが入らずに途中で島嶼部なりいろいろ不利になる結論を出してもらったら、20万人の呉市と私たち2千人は大変な差で、話し合いをしると言っても平等の話し合いはできませんですからね。特にその点は中田議長さんが言われたように、最後には首長で煮詰めていただくような格好で、とにかく私たち福祉だけは絶対譲れません。よろしく願います。強くお願いしておきますので、小笠原市長さんの決断を途中で出すようなやり方は絶対しないようお願いいたします。私たちはこの点を強くお願いいたします。

小笠原会長 いや、そういうことで福祉の問題については継続協議ということにしたわけですから、十分意見交換をしてやっていきたいと思います。

それでは、相当時間が経過をいたしましたけれども、ほかに御意見がないようでございますたら、閉会にしたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして、中田委員からごあいさつをいただきたいと思えます。

中田委員 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本当に皆さん方には年の瀬も迫って非常に御多忙のところ、こうして御出席をいただき、しかも熱心に御論議いただきましたこと、心から感謝を申し上げますと同時に深くお礼を申し上げたいと思います。

これから個々に非常に大事な問題、今までのお互いの行政の中の慣習の問題等、これから町民・市民に直接関係のあることが非常にたくさん出てくるんじゃないかなと、こういうふうに思います。ですから、当初から申し上げておりますように、

こういう合併法定協も合同法定協も大事でございますが、先ほどから呉市長が申し上げておりますように、個々の協議も並行して進めていく、それでできるだけ町民の声を、また市民の声を合併の中に反映をさせていく、それで本当にお互いがお互いを愛せられる組織をこれからつくっていくことが私たちの任務じゃなからうかと、こういうふうに考えております。

これから大変いろんなことで御協力をいただかなくちゃならない問題が山積をしてくるわけでございますが、何とぞひとつ幅広い大きな気持ちで、お互い小さいことだけ言よってもしょうがございませんので、ひとつ大きい気持ちで御理解、御了解をいただきますよう心からお願いをいたしますと同時に、ひとつ皆さん方にはすばらしい新年をお迎えくださいますよう心から祈念をいたしまして、閉会の言葉にかえさせていただきます。どうもありがとうございます。

小笠原会長 どうもありがとうございました。長時間にわたり熱心に御協議いただきまして誠にありがとうございます。

次回の合同会議、第5回目でございますが、事前に事務局から来年1月23日を予定しているとお話をさせていただいておりますが、実は、蒲刈町の町長選挙が1月25日に執行されるということでございますので、それを避けまして2月6日金曜日、午後1時半からクレイトンベイホテルに会場を移しまして開催させていただきたいと思っております。

それから、それに先立って、先ほど申し上げました個別会議の日程を調整させていただいて、少なくとも1回ずつは持たせていただくというふうに思っておりますから、建設計画あるいは今日出ましたような個別の問題について、またその場で協議をさせていただきたいと思っております。

それでは、これをもちまして第4回合同会議を閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後 3時40分 閉 会

以上、呉市・音戸町合併協議会、呉市・倉橋町合併協議会、呉市・蒲刈町合併協議会、呉市・安浦町合併協議会、呉市・豊浜町合併協議会、呉市・豊町合併協議会第4回合同会議会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

会 長 小笠原 臣 也

委 員 梅河内 秀 登

委 員 坪 井 秀 則

委 員 黒 野 國 良

委 員 木 村 正 雄

委 員 岸 本 美代子

委 員 坂 孝 好

委 員 琢 明 知 之